

令和8年9月28日

都道府県協議会・協会代表 殿
生産県配置団体代表 殿

一般社団法人全国配置薬協会事務局
(押 印 省 略)

【情報提供】令和8年9月1日施行「改正道路交通法施行令」について

平素より、本会運営に格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

ご案内のとおり、令和8年9月1日より施行された改正道路交通法施行令により、中央線や中央分離帯のない狭い「生活道路」の法定速度が、標識がなくても時速60kmから30kmに引き下げられるとともに、すべての一般道において、走行中の自転車を追い越す・追い抜く場合は、十分な側方間隔（1～1.5m以上）を開けること等のルールが規定され、義務化されました。（別添①、②参照）

通常の出張業務において、当該道路を車両にて通行される機会が多い配置販売業者・従事者といったしましては、新ルールに則り、安全運転を厳守していただくため、下記の留意事項等について、貴会会員にご周知いただきますようお願いいたします。

記

1. 改正の概要と留意点

(1) 「法定速度」が一般道路の原則「60km/h」に対し、生活道路は「30km/h」に

・対象となる道路

主に中央線や中央分離帯がない、道幅が狭い（5.5メートル未満などを想定）1車線の一般道（全国の一般道の約7割が該当）

※例外…標識や路面表示で別途最高速度が指定されている場所では、これまで通り指定速度が優先される。

・留意点

標識がない住宅街の路地などでも、知らずに30km/hを超過して走行するとスピード違反（速度超過）の対象となる。超過速度によっては高点数や免許停止につながる恐れもあるため、十分な減速と安全運転が必要。

【速度超過の罰則】

- ✓ 30km/h～50km/h 超過の場合：違反点数6点 ⇒ 30日間免許停止
- ✓ 50km/h 以上超過：違反点数が12点 ⇒ 90日間の免許停止。場合によっては「危険運転致死傷罪」等の対象にもなり得る
- ✓ 累積の減点や免許停止歴等がある場合は、「長期免停」や「免許取り消し」に

(2) すべての一般道において、車が自転車の右側を通過（追い越し・追い抜き）する際のルールが義務化

自転車との間に十分な側方間隔（目安：1m～1.5m以上）を開けて、安全な距離を確保して通過する。

生活道路等の道幅が狭く、間隔がとれない場合は「安全な速度」（目安：時速 20km/h～30km/h）に減速して慎重に通過する。間隔がとれず、対向車などが原因で安全な減速通過も難しい場合は、追い越さずに自転車の後方で待機する必要がある。

一方の自転車側にも「左側端通行」が義務化され、車に追い越される際、できる限り道路の左側端に寄って通行しなければならない。

【自転車右側通過ルール違反の罰則】

- ✓ 違反点数：2 点
- ✓ 反則金：普通車 7,000 円（大型車 9,000 円、二輪車 6,000 円）
- ✓ 特に悪質で交通の危険を生じさせた場合等は、3 か月以下の拘禁刑、又は 5 万円以下の罰金

2. 改正施行令施行日

令和 8 年（2026 年）9 月 1 日

以上